

小黒恵子童謡記念館貸付事業

募集要項

令和3年7月
川崎市市民文化局

目 次

1	募集の目的	3
2	貸付対象施設の概要	3
3	貸付期間	3
4	募集開始から業務開始までのスケジュール	3
5	応募資格	4
6	運営の条件	4
	(1) 童謡記念館としての運営	4
	(2) 市民利用施設としての運営	4
	(3) 地域及び市との連携	4
	(4) 施設の維持管理	4
	(5) 展示物及び資料の取扱	5
	(6) 施設運営にあたっての各施設の利用条件	5
7	運営に係る収入・経費等	5
	(1) 収入	5
	(2) 経費	6
	(3) 補助金の対象経費	6
	(4) 補助金の決定	6
	(5) 補助金の精算	7
8	申請手続	7
	(1) 申請予定者向け現地見学・説明会の開催	7
	(2) 質問事項	7
	(3) 参加意向申出書の提出	8
	(4) 参加資格要件の確認通知	8
	(5) 申請書類の提出	8
9	申請に必要な書類	8
	(1) 申請書類	8
	(2) 留意事項	9
10	運営事業者の選定	10
	(1) 選定方法	10
	(2) 審査基準	10
	(3) 選定手続	10
	(4) 失格事由	11
	(5) 審査結果	11
	(6) 事業予定者	11
11	基本協定の締結	11
12	事業評価	11
13	業務の引継ぎに関する事	11
14	業務の委託（業務の一括委託の禁止及び市内中小企業者への優先発注）	12

1 5	情報公開・個人情報保護・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
1 6	情報セキュリティに関すること・・・・・・・・・・	1 2
1 7	備品等の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
1 8	お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2

1 募集の目的

川崎市出身の詩人・童謡作家であり、高津区諏訪で小黑恵子童謡記念館（以下「童謡記念館」という。）を開設して、童謡文化の普及啓発に取り組んでこられた小黑恵子氏が平成26年4月1日に逝去されました。小黑恵子氏は、童謡記念館の土地や建物、展示資料などの財産を川崎市に遺贈するとの遺言を遺されました。市ではこれらの遺贈をお受けして、童謡記念館をこれまでの姿をできるだけ残し、建物や展示品について、童謡文化の普及啓発と地域の憩い、交流の場とすることを目的として、平成29年4月から市民の皆様

に公開しています。

市では、こうした童謡記念館の趣旨・目的を踏まえ、第2期にあたる令和4年4月1日から令和9年3月31日までを期間とする貸付事業を実施し、童謡記念館の管理運営に関する業務を行う事業者を募集します。

2 貸付対象施設の概要

貸付対象施設は、市が所有する童謡記念館の土地、建物及び付随する設備及び物品などです。これらを活用した事業運営を希望する事業者に貸し付けるものとします。

ア 名称：小黑恵子童謡記念館

イ 位置：川崎市高津区諏訪3丁目13番8号

ウ 構造・規模：木造2階建一部鉄筋コンクリート造

エ 敷地面積：約1,681.93㎡ ※測量により増減する場合があります。

オ 延べ床面積：394.24㎡

カ 開設：1991（平成3年）7月（平成26年4月～平成29年3月まで再開館準備のため休館）

3 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

4 募集開始から業務開始までのスケジュール

令和3年7月26日（月）募集の告示

令和3年7月27日（火）募集要項等の配布

令和3年7月30日（金）正午まで 現地見学・説明会の参加申込

令和3年8月6日（金）現地説明会、設計図面等の閲覧

令和3年8月10日（火）～12日（木）午後5時まで 募集要項等に関する質問受付

令和3年8月16日（月）～8月23日（月）参加意向申出書の提出

令和3年8月20日（金）までに募集要項等に関する質問への回答

令和3年8月26日（木）参加資格要件の確認通知

令和3年8月30日（月）～9月1日（水）申請書類の提出

令和3年9月中旬～下旬予定 企画提案評価委員会による審査※プレゼンテーション

令和3年10月予定 事業予定者決定

5 応募資格

次のすべての条件を満たすものとします。

ア 川崎市内に本社又は事業所を有する法人

イ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。

エ 川崎市から指名停止処分を受けていない者であること。

オ 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者。

キ 川崎市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）に基づく、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこととする。

ク コンプライアンスに関する規定（行動指針や推進体制等、コンプライアンスに関する基本事項を定めたもの）を有している者

6 運営の条件

童謡記念館の運営にあたっては、「童謡文化体験の場」と「地域の憩い、交流の場」の2つをコンセプトとし、運営の条件を次のとおりとします。

（1）童謡記念館としての運営

展示や事業により小黒恵子氏の功績を伝えるとともに、童謡全般の普及を図ること。なお、別途、市が制作する小黒恵子氏の人物像や功績等をまとめた展示パネルやピアノ、小黒恵子氏が作詞した童謡の再生機材を活用することとします。さらに、市からの委託により、小黒恵子童謡歌集CDを童謡記念館内で販売するものとします。

（2）市民利用施設としての運営

貸館事業や館内で行う文化事業等により、地域住民の文化芸術活動に資する運営を図ることとします。なお、障がい者、高齢者、小さな子どもや子ども連れの方などが参加できるバリアフリープログラムの実施に努めるものとします。

（3）地域及び市との連携

地域住民、文化団体、学校等及び市と連携しながら童謡記念館の運営にあたることとします。また、「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」に向け、「地域包括ケアシステム」に資する取組に努めるとともに、「これからのコミュニティ政策の基本的考え方」に基づき、地域における多様

なつながりを育む居場所づくりに努めるものとします。

(4) 施設の維持管理

貸付期間中は、貸付施設全体について良好な状態を保つように、施設及び施設設備の保守点検並びに施設修繕、清掃、庭園樹木の管理、廃棄物処理などの維持管理を適切に行うこととします。

(5) 展示物及び資料の取扱

童謡記念館に設置・保管している資料、備品、美術品、機材等（以下「資料等」という。）は市の所有物であり、事業者は、善良な管理者の注意義務をもって保管及び必要に応じて修復を行うものとします。市は、必要に応じて資料等の保管状態を調査することができるものとします。

(6) 施設運営にあたっての各施設の利用条件

施設名	用途・条件等
本館 1 階	展示及びミニホール機能として活用。貸館としての活用も可
本館 2 階	小黒恵子氏及び童謡文化についての展示スペースとして活用
旧居宅台所	事務室
旧居宅居間	資料展示、事業、貸館など事業者の提案による活用可 (ミニキッチン附設)
旧居宅和室	資料展示、事業、貸館など事業者の提案による活用可
旧事務室	事業、貸館など事業者の提案による活用可 (ガスキッチン附設。本館と独立した管理が可能)
庭園	事業者の提案による活用可

7 運営に係る収入・経費等

(1) 収入

事業者は、童謡記念館の運営を通じた収入として、次のものが想定されます。

ただし7（3）のとおり、収入のうち、貸館料、入場料及び童謡普及関連事業の参加料の収入については、貸付事業に係る補助金から差し引きます。

ア 貸館料

近隣文化施設を参考に市との協議により、事業者が貸館料金を設定して地域住民等に施設を貸し出し、それに伴う貸館料を収納することができます。

イ 入場料

童謡記念館への入場料は無料を想定していますが、近隣文化施設を参考に市との協議により、事業者が料金を設定し、収納することができます。

ウ 参加料

施設内で実施する童謡普及関連事業及び童謡普及関連事業以外のイベント等への参加料等を収納することができます。

エ 物品販売収入

施設内に販売スペースを設置し、その売上を収納することができます。

(2) 経費

童謡記念館の管理運営等において、次の経費が想定されます。

ア 土地及び建物の貸付料

童謡記念館の土地及び建物の貸付料（市の基準に基づいて算出）

イ 施設管理費

人件費、光熱水費、通信費、施設劣化調査費（1年目のみを想定）、施設修繕費、機械警備費、保守点検費、樹木管理費、清掃費、廃棄物処理費等

なお、施設修繕費とは、日常的な補修・修繕工事（破損や故障等に迅速に対応して施設・設備の現状機能を保持する工事）、施設・設備等の保守点検時における修繕工事、施設の維持向上に必要不可欠な改修工事の経費であり、修繕にあたっては、1件につき100万円未満（消費税等を含む。）とし、その都度、市と協議するものとします（大規模な修繕は、本市が実施します）。なお、事業者の責に帰すべき理由がある場合の修繕は、補助金の対象外となります。樹木管理費は、庭園樹木の全体的な管理とし、樹木の状況に応じて伐採、強剪定、剪定等の管理を行うものとし、伐採、強剪定を行う場合は市と協議するものとします。

ウ 童謡普及関連事業費

童謡普及啓発や小黒恵子氏の功績を伝えるための事業費、童謡記念館に関する広報費等。

エ 童謡普及関連事業以外の事業費

事業者が独自に企画・実施できますが、当該事業費は補助金の対象外です。

(3) 補助金の対象経費

前号「ア 土地及び建物の貸付料」については全額を補助します。

前号「イ 施設管理費」については、収支計画等に基づき、支出額の合計額から、貸館料（貸館の目的や対象に係わらず、すべての貸館料を含みます。）及び入場料の収入を差し引いた差額を予算の範囲内で補助します。

前号「ウ 童謡普及関連事業費」については、収支計画等に基づき、支出額の合計額から、童謡普及関連事業の参加料の収入を差し引いた差額を予算の範囲内で補助します。

なお、「ア 土地及び建物の貸付料」、「イ 施設管理費」及び「ウ 童謡普及関連事業費」の間の補助金の流用はできません。

(4) 補助金の決定

交付する補助金額については、川崎市議会定例会における本事業に係る議決を得た予算の範囲内で、年度ごとに収支計画及び事業計画等を審査して決定されます。

補助金上限額は、次のとおり予定しています。

- ・施設管理費

令和4年度11,429千円、令和5～8年度9,509千円

- ・童謡普及関連事業費

令和4～8年度2,755千円

(5) 補助金の精算

補助金は、概算で交付し、当該年度の1月末に精算の算定の根拠となる資料を提出していただきます（2月及び3月分の経費については、締結済みの契約額及び光熱費実績等により算出します）。当該資料及び実績報告等を精査した上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、精算となります。

なお、管理運営業務を事業計画書どおりに実施する中で、経営努力により、当初の計画を上回る収入が得られた場合の剰余金は、原則として精算による返還を求めません。逆に、収入が減少した場合でも、補助金による補填は行いません。ただし、原材料費の高騰や災害等による大規模な損害等予測不能で、赤字の原因が事業者にない場合は、市長と補助金の交付を受けた者が協議の上、別の算定方法により、補助金の額を確定できるものとします。

8 申請手続

(1) 申請予定者向け現地見学・説明会の開催

本貸付事業募集への申請予定者に対して、次のとおり説明会を開催します。申請予定者はできる限り参加してください。

ア 開催日

令和3年8月6日（金）

イ 会場

小黒恵子童謡記念館

ウ 参加申込

説明会に参加希望の団体は、令和3年7月30日（金）の正午までに、電子メール（25bunka@city.kawasaki.jp）に「現地見学・説明会参加申込書（様式8）」を添付の上申し込みください。時間は申込書を受付後、後日指定します。

電子メール送信の際には、件名を「貸付事業現地見学・説明会申込」とし、開封確認等で着信を確認してください。

当日、会場で募集要項等の資料は配布しませんので、市公式ホームページから資料を印刷の上、持参してください。

(2) 質問事項

質問がある場合には、令和3年8月10日（火）から8月12日（木）午後5時までに、質問書（様式9）を電子メールで送付してください。電話、来訪による質問は受け付けません。

電子メール送信の際には、件名を「貸付事業質問事項」とし、開封確認等で着信を確認してください。

質問に対する回答は、令和3年8月20日（金）までに質問者に電子メールで送付するとともに、内容を市公式ホームページに掲載します。

（3）参加意向申出書の提出

本貸付事業募集へ応募する参加者は、次のとおり参加意向申出書（様式1）を提出してください。

ア 提出期間

令和3年8月16日（月）から8月23日（月）まで（持参の場合は、閉庁日を除く）。
提出時間は持参の場合、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く）。
郵送の場合、最終日の午後5時までに必着とします。

イ 提出場所

川崎市市民文化局市民文化振興室

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

ウ 提出書類

参加意向申出書（様式1）

エ 提出方法

持参又は郵送（書留等の配達記録が残る方法に限る。）

（4）参加資格要件の確認通知

ア 参加者からの参加意向申出書受理後、郵送で1週間以内に通知します（様式2）。

イ 参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求めることができます。ただし、その期間は通知を受け取った日から7日以内とします。

（5）申請書類の提出

ア 提出期間

令和3年8月30日（月）から9月1日（水）まで
（午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時を除く。）

イ 提出場所

川崎市市民文化局市民文化振興室 ※（3）イと同じ。

ウ 提出方法

直接持参してください。郵送、FAX等による提出はできません。
必ず事前連絡の上、来庁してください。

9 申請に必要な書類

申請しようとする団体は、次に掲げる書類を正1部、副12部（副は複写可）の計13部、提出してください。また、全ての書類は、A4判（両面印刷可）で作成し、2ページ以上になるものについては、ページ番号を振った上、フラットファイル（A4）綴じにして、インデックスを貼付するものとします。また、申請書類のうち、様式類に関しては、

電子データを併せて提出してください（Word、Excel、PDF 形式のいずれかでの提出をお願いします。）。申請書類に不備がある場合は、受け付けません。

（１）申請書類

ア 貸付予定期間に属する令和４年度から令和８年度までの小黒恵子童謡記念館の運営に係る事業計画書（様式任意。ただし、事業計画書の構成は、１０（２）の「事業者選定基準」を踏まえて作成してください。）

イ 貸付予定期間に属する令和４年度から令和８年度までの小黒恵子童謡記念館の運営に係る収支予算書及び経費見積書（様式３）

ウ 団体概要

次の書類を添付して提出してください。

（ア）定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

（イ）令和元年度及び令和２年度における法人等の事業実績書

（ウ）令和元年度及び令和２年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

（エ）平成３０年度、令和元年度及び令和２年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又は活動計算書

（オ）役員名簿及び履歴書

（カ）組織及び運営に関する事項を記載した書類

（キ）現に行っている業務の概要を記載した書類

（ク）過去２年間の各年度末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）等の人員表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する人員表）

（ケ）過去２年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書（申請の日が属する事業年度に設立された法人等にあつては不要）

エ 宣誓書（様式４）

オ 暴力団排除条例に基づく排除措置連絡体制等に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書（様式５）

カ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式６）

キ コンプライアンスに関する規定（行動指針や推進体制等、コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの）（様式７）

ク 類似施設の運営実績を記載した書類（様式任意）

（２）留意事項

ア 申請書類の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差替えは原則として認められません。ただし、市から書類の不足、不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ追加資料の提出を求められる場合は、この限りではありません。

ウ 申請書類に虚偽の記載をした場合は、失格とします。

エ 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、申請書類は川崎市情報公開条例（平成１３年条例第１号）の対象となります。また、選定された法人等の提案

内容は市が公表できるものとします。

オ 申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

カ 申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式10）を提出してください。

キ 申請団体の審査を行う上で、団体の構成員の運営する施設に対して、管理運営状況の調査、ヒアリング及び現地視察等を行う場合があります。

ク 貸付事業予定者の審査に係る「企画提案評価委員会」の委員に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められたときは、失格となる場合があります。

10 運営事業者の選定

（1）選定方法

「小黒恵子童謡記念館貸付事業企画提案評価委員会」が審査基準に基づき審査を行い、市長がその審査結果を参考に運営事業者を選定します。

（2）審査基準

審査基準は、次のとおりです。

貸付事業者審査基準	配点
（1）施設の管理運営内容について	
ア 施設の管理運営方針や手法、利用方法等の考え方	10
イ 職員体制、危機管理、安全・衛生管理	10
ウ 事業計画、利用促進策、ボランティア等の活用	20
エ 他の事業者や地域、市民、学校、川崎市等との連携への考え方	30
オ 小黒恵子氏及び童謡の普及啓発についての考え方	30
カ 自主事業についての考え方	10
（2）事業経営計画と管理経費縮減等への取組について	
ア 事業者の収支計画や見込の妥当性、利用料金等の設定の考え方	30
イ 管理経費や維持コスト等の縮減に対する考え方	20
（3）申請者自身についての評価	
ア 事業や施設等の管理を安定して行う能力への評価	10
イ 事業者の経営方針、経営状況、同種事業の運営実績、専門性の有無等	10
（4）申請者の取り組みに関する事項	
ア コンプライアンス（法令遵守）、個人情報保護への認識や具体的な取組について	10
イ 市内中小企業者への優先発注、市内事業者活用への考え方	10
合計	200

（3）選定手続

ア 資格審査

申請資格について審査します。

イ 書類審査

申請書類等の内容について審査します。

ウ プレゼンテーション

令和3年9月中旬～下旬（予定）に、応募提出書類に基づき事業提案説明を行っていただきます（日程が決定次第、日時・場所を指定します。 ）。

（4）失格事由

次の事由に該当する場合は失格となります。

ア 申込書類が提出期間内に提出されない場合

イ 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合

ウ プレゼンテーションに欠席した場合

エ 「5 応募資格」に定める要件を満たさなくなった場合

オ その他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合

（5）審査結果

選定結果については、令和3年10月以降に書面をもって通知します。

選定結果（応募法人の名称、審査結果等）については、本市インターネットホームページで公表します。

（6）事業予定者

ア 選考の結果、第1順位の事業予定者が理由なく基本協定の締結等の調整に応じない場合は、市は調整を打ち切ることとし、第1順位の事業予定者に通知を行うとともに、第2順位の者と調整に入ります。

イ 第1順位の者が次のいずれかに該当し、事業予定者としての資格を取り消されたときは、第2順位の者を事業予定者とし、基本協定の締結等に向けた協議を行います。

（ア）事業者に指定することが不適当だと認められる事情が生じたとき。

（イ）協定の締結に向けた協議が整わないと認められるとき。

1.1 基本協定の締結

事業予定者に決定した者は、運営について本市と基本協定を締結するものとします。

1.2 事業評価

事業者は、各年度の事業計画の達成状況を自ら確認するとともに、事業運営の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるため、適切に業務記録を作成し、年度ごとに分析・自己評価（セルフモニタリング）を実施するものとします。

事業者は評価結果を活用して改善又は更なるサービスの向上を図っていくため、評価が低い項目については、その要因分析の結果に基づいて、市と協議を行い、対応策を次年度の事業計画に反映させるものとします。

なお、事業評価及び改善に向けた取組にもかかわらず、不具合が解消されない又は改善の見込みがない場合には、補助金の減額等の措置を講ずることがあります。

1 3 業務の引継ぎに関すること

事業予定者は、貸付期間の開始（令和4年4月1日）から円滑に事業が実施できるよう、事業者が自らの責任と費用負担において、市による事業者予定者決定後、速やかに事業運営の準備を開始してください。

1 4 業務の委託（業務の一括委託の禁止及び市内中小企業者への優先発注）

事業者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができますが、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。また、業務を委託等する場合には、市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内業者を優先して活用するよう努めるものとします。なお、工事の発注、物品および役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行う必要があります。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではありません。

（1）1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

（2）その他市長が必要と認めるとき。

1 5 情報公開・個人情報保護

事業者が管理業務を通じて取得した個人情報については適切な維持管理を行うとともに、必要な保護措置（協定に基づく個人情報管理責任者及び必要な規定を定めるなど）を講ずるようにしてください。

なお、管理業務に従事している者又は従事していた者が川崎市個人情報保護条例第45条又は第46条の規定に違反した場合には罰則が科されることになります。

1 6 情報セキュリティに関すること

業務に当たっては、本市情報セキュリティ基準等を遵守してください。なお、事業者が管理業務の遂行に当たり知り得た秘密を外部に漏らし、又は当該業務以外の目的で使用しないものとしてください。

1 7 備品等の管理

市が事業者に貸与する物品については、川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）第6条及び第11条の規定に基づき適切に管理する必要があります。

1 8 お問い合わせ先

川崎市市民文化局市民文化振興室

電 話 044 -200 -2444 F A X 044 -200 -3248

メール 25bunka@city.kawasaki.jp